

平成26年

第3回教育委員会会議録

秋田県教育委員会

## 平成26年第3回教育委員会会議録

- 1 期 日 平成26年3月13日 木曜日
- 2 場 所 教育委員室
- 3 開 会 午後1時00分
- 4 閉 会 午後3時10分
- 5 出席委員 田中 直美  
猪股 春夫  
北林真知子  
長岐 和行  
伊藤佐知子  
米田 進

### 6 説明のための出席者

教 育 長	米田 進	教 育 次 長	福田世喜
教 育 次 長	栗津尚悦	総務課長	金田 恵
参事(兼)博物館長	風登森一	教職員給与課長	村上幸義
施設整備室長	能登谷敏	義務教育課長	吉川正一
幼保推進課長	廣野宏正	特別支援教育課長	西嶋崇広
高校教育課長	鎌田 信	文化財保護室長	佐々木人美
生涯学習課長	平川祐作	福利課長	金 義晃
保健体育課長	越後谷真悦		

### 7 会議に附した議案

- |        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| 報告第 2号 | 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について |
| 議案第 2号 | 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について         |
| 議案第 3号 | 教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案について            |
| 議案第 4号 | 教職員の懲戒処分案について                         |
| 議案第 5号 | 秋田県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則案について       |
| 議案第 6号 | 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案について      |
| 議案第 7号 | 秋田県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について                 |
| 議案第 8号 | 秋田県指定文化財の指定等について                      |

## 8 承認した事項

- 報告第 2号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について

## 9 議決した事項

- 議案第 2号 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について  
議案第 3号 教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案について  
議案第 4号 教職員の懲戒処分案について  
議案第 5号 秋田県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則案について  
議案第 6号 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案について  
議案第 7号 秋田県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について  
議案第 8号 秋田県指定文化財の指定等について

## 10 報告事項

- ・平成26年3月特別支援学校高等部卒業予定者の就職内定状況について
- ・平成26年度秋田県公立学校栄養教諭採用候補者選考試験の結果について

## 11 会議の要旨

### 【田中委員長】

ただいまより、平成26年第3回教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名員は1番猪股委員と4番伊藤委員にお願いします。

審議に入る前に、議事の進行についてであります。議案第4号の「教職員の懲戒処分案」は、その他全ての案件終了後に行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

### 【全委員】

異議なし。

### 【田中委員長】

それでは、そのように進行いたします。

はじめに、報告第2号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」総務課長から説明をお願いします。

### 【総務課長】

報告第2号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」説明

**【田中委員長】**

報告第2号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

**【長岐委員】**

減額をする理由を簡単に教えてください。

**【幼保推進課長】**

秋田わか杉っ子！健やか推進事業は、県内の幼稚園、保育所の5歳児の身長、体重のデータを収集して肥満傾向児出現率のデータを把握するとともに、肥満傾向児の減少を図るために取組を進める事業です。年度末に向けて、必要額を精査したところ、郵送料などの通信費に不用額が見込まれたため、減額するものです。

**【義務教育課長】**

基金関係の学校運営支援員配置事業についてですが、支援員の欠勤による勤務実績の減によるものです。また、小学校教職員旅費についてですが、県外への長期出張など旅費の実績減により減額したものです。

**【特別支援教育課長】**

特別支援学校生等「自立と社会参加」促進事業については、職業支援コーディネーターの活動の実績減による旅費の減額が主な理由です。インクルーシブ教育システム構築推進事業は、研修会等において、県内の講師を活用することにより、講師への謝金、旅費が見込みよりも少ない額で実施できたことから、減額するものです。また、非常勤講師等配置事業については、事業の中で、医療的ケアが必要な子どもたちのために看護師を配置しておりますが、その医療的ケアの対象の子どもが亡くなったというケースが2件あり、看護師の活用がなくなったことによる実績減になります。

**【高校教育課長】**

非常勤講師等配置事業と教員初任者研修事業については、初任者研修を行わせる際の非常勤講師の配置における事業ですが、旅費等について不用額が生じたものです。あきた発！英語コミュニケーション能力育成事業については、市町村に委託して行っていた拠点校分について、報告された不用額になります。高校生キャリア教育推進・就職支援事業については、自動車学校の入学を補助するための予算が、当初300名を予定していたところ、最終的には200名になり、100名分が不用になりました。最後に、専門高校次世代対応設備整備事業についてですが、今年度、農業高校、工業高校において設備を更新しましたが、その際の予算と実績の差額分の減額になります。

**【生涯学習課長】**

安藤忠雄建築ナビゲート事業ですが、県立美術館は御承知のとおり、安藤忠雄氏設計の建物であり、1階のらせん階段、2階の水際越しに見える千秋公園など、建物の魅力をPRするために建物案内人を雇用し、来館者に説明を行ってまいりました。この度精算に伴い、不用額が生じまし

たので減額補正を行ったものです。

**【文化財保護室長】**

秋田の縄文文化と世界遺産—PR事業—についてですが、事業の中で縄文ナビゲーター育成講座を行い、参加者の交通手段を確保するためにバス代を予算計上しておりましたが、北秋田市や能代方面を一つのルートとするなどの工夫をした結果、バスの台数が減りましたので、その分を減額するものです。

**【田中委員長】**

義務教育課の学校運営支援員は、具体的にどのような仕事をしているのでしょうか。

**【義務教育課長】**

今年度から2年間、外部の力を借りることで学校の多忙化を解消するために実施しております。各市町村や各学校において、学校運営上助かると思う項目の例を挙げ、市町村にお任せをして、何をやっていただくか選んでいただきました。基本的には、中学校区には1名、ただし、その児童生徒が1,000人以上いる場合は2名を配置し、中学校でも小学校でも、兼任でもかまわないということで配置しました。今年度で一番多かったのは、特別な支援を要する子どもへのケアをする支援員で31.7%、次に多かったのが学校図書館支援で21%、同じく情報学習支援が21%、その他学校給食支援などがありました。

**【田中委員長】**

特別な支援を要する子どものための支援員は、各学校で必要とされており、市町村からも人が足りないのか県で対応してほしいと言われます。今回、不要額を減額していますが、1,000人以上に2人という要件をもう少し緩和していただくなどして、不用額が出ない程度に人を増やしていただくことはできないのでしょうか。

**【義務教育課長】**

ニーズがあり、学校でも大変助かっているということから、私たちが配置を増やしたいとは思っておりますが、基金や先生たちの給与3%カットの給与貢献を活用して行っている事業であり、総額は決まっておりますので、2年間は同じような形でやらせていただきたいと思います。また、今回の不用額は、あくまでも、配置した方の都合でお休みになった分の減額ですから、人を減らしたわけではありません。

**【田中委員長】**

他になければ、報告第2号を承認してもよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

【田中委員長】

それでは、報告第2号を承認します。

次に、議案第2号「秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について」総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第2号「秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について」説明

【田中委員長】

議案第2号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【猪股委員】

改正内容に、「公益法人等」とありますが、具体的にどのようなものを指すのですか。

【総務課長】

一般法人と公益法人を合わせて、「公益法人等」としております。

【田中委員長】

払田柵跡調査事務所に、必要に応じ主任学芸主事の職を置くとありますが、これは、今必要が生じているというわけではないのですか。

【総務課長】

平成26年度人事異動を見越してということです。

【伊藤委員】

特例民法法人の移行期間の満了に伴ってとありますが、そもそも、特例民法法人が分かりません。

【総務課長】

以前から、民法34条で定める法人として財団法人や社団法人などがあり、税法の特例を受けたりしておりましたが、制度の改正により、それまで主務課が縦割りで認可や監督をしていたものが教育委員会から離れ、知事が一括で行うことになりました。その法律の改正が平成20年にあり、平成20年12月から平成25年11月までが移行期間ということでしたが、その移行期間が満了したことにより、完全に知事が行うことになりました。今後は、知事が行う法人の監督などの事務を教育委員会が補助執行することになります。

【田中委員長】

具体的にどこがどのようにかわったかということ、もう少し詳しく説明していただくと分かりやすいと思います。

**【総務課長】**

これまで、教育委員会でも認可や監督を行ってきましたが、その権限が知事に移るということです。法人格については登記のみで取得可能で、公益性の認定については、知事が設置する、弁護士や大学教授、税理士等で組織する秋田県公益認定等審査会において審査し認定することになります。その監督を教育委員会が補助執行することになります。

**【田中委員長】**

そのことが記載されているのが、議案の12ページということでしょうか。

**【総務課長】**

公益法人のことについては、第4条第13号で記載しておりまして、公益信託に関しては変更はありませんので、号を分けて第14号にしました。

**【猪股委員】**

教育委員会で管轄していたものが、知事部局で管理・監督するようになったということですよ。ね。

**【総務課長】**

そうですが、最終的には、教育委員会で補助執行をするという形になったということです。

**【福利課長】**

福利課では、秋田県教育職員互助会を所管していますが、互助会は、平成25年4月1日より特例法人から一般財団法人に移行しました。実施事業の中に、公益目的事業として、県内の児童生徒の教育活動や支援に資する助成事業を行っていますが、移行後は、総務課経由で知事に報告することになります。

**【北林委員】**

第4条の2の第6号に、「(第2号を除く)」とあり、これが改正後に増えた部分ですが、この第2号がどういう内容なのか教えてください。

**【総務課長】**

第4条の2第2号は、「職員の勤務条件(給与及び退職手当に限る。)に関すること。」とあり、この部分については、支出命令の審査に関する事務は生じないということです。

**【北林委員】**

改正後の第15条第2項に、「第9号まで」とありますが、改正前の「第10号」はどこにいらってしまったのでしょうか。

**【総務課長】**

これは、以前の規定が誤りであり、もともと9号までしかなかったものです。この度の改正に

合わせて、正しく直したものです。

【田中委員長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【田中委員長】

それでは、表決を採ります。

議案第2号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【田中委員長】

それでは、議案第2号を原案どおり可決します。

次に、議案第3号「教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案について」義務教育課長から説明をお願いします。

【義務教育課長】

議案第3号「教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案について」説明

【田中委員長】

議案第3号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【北林委員】

申請の様式に、「良好な成績で勤務した年月数」とありますが、良好な成績とはどういうことなのか教えてください。

【義務教育課長】

基本的には勤務実績ということになりますが、欠勤などが多くて勤務実績が悪いと、良好な成績とはなりません。

【北林委員】

欠勤とか懲戒などでしょうか。

【義務教育課長】

その他にも、病気休暇や休職などが加味されます。



**【北林委員】**

そうであれば、勤務実績ではだめなのでしょうか。日本語として違和感を感じます。これは、行政の言葉ですか。

**【義務教育課長】**

人事評価でB評価以上とか、そういう類のものではなく、あくまでも勤務実績のことを指します。

**【北林委員】**

申請する本人の印象としては、社会一般に使用する言葉の方がいいような気がしました。

**【義務教育課長】**

教育職員免許法にも、「良好な成績で勤務した旨の実務責任者の証明を有することを必要とする」とありますので、規則でも引用しています。

**【長岐委員】**

今、義務教育課長から明確な根拠が示されましたのでよかったです。日本語の表現としては、北林委員がおっしゃったような疑問が出るのは当然だと思います。しかし、私たち弁護士では、こういう場合は、「特に何事もなく」と読み替えるようにしていますので、そういうことも含めた幅広い概念だと思います。

**【義務教育課長】**

人事評価は県によって様々な形がありますので、良好をどう判断して評価するかは難しいところもあります。長岐委員がおっしゃったように解釈していただければと思います。

**【田中委員長】**

様式の中で、良好な成績で勤務した年月数が、「ア（勤務期間）ーイ（休職等の期間）」ですとなっており、休職した期間が「イ」に含まれるのは分かりますが、病気休暇がここに含めるかはどうかは、記載の説明がないと分からないと思いますが、いかがでしょうか。

**【義務教育課長】**

これは、勤務経験年数が幼稚園の免許を取得するときの単位になり替わるときの基になるものです。例えば、幼稚園教諭の免許を取得するためには、大学で39単位が必要になりますが、保育士の資格をもっていて、保育士として3年以上、時間でいうと4、320時間以上勤務していれば、大学では8単位あれば幼稚園教諭2種の免許状を授与するというものです。

**【田中委員長】**

「良好」という言葉に囚われると分からなくなるのですが、実質、成績がどうこうということではなく、勤務した期間数と考えればよろしいのですね。

**【猪股委員】**

直接的には関係ありませんが、幼稚園教諭が保育士の免許を取得するための制度もあるのでしょうか。

**【幼保推進課長】**

新しく幼保連携型認定こども園ができるときに、幼稚園教諭の免許状と保育士資格をもっていなければ、幼保連携型認定こども園の保育教諭にはなれないという制度ができました。現在は、両方持っている方も多いのですが、片方の免許しかもっていない方が勤務している施設が幼保連携型認定こども園を目指したときに、片方の免許では新しい施設の保育教諭になれないこととなりますので、就労の継続を保障し、施設が幼保連携型認定こども園になるときの妨げにならないように、幼稚園教諭としての経験を保育士資格取得に考慮したり、保育士としての経験を幼稚園教諭の免許取得に考慮するなど、お互いがお互いになり易くするために、特例は設けられております。

**【田中委員長】**

他になければ、表決を採ってもよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【田中委員長】**

それでは、表決を採ります。

議案第3号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【田中委員長】**

それでは、議案第3号を原案どおり可決します。

次に、議案第5号「秋田県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則案について」高校教育課長から説明をお願いします。

**【高校教育課長】**

議案第5号「秋田県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則案について」説明

**【田中委員長】**

議案第5号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

**【全委員】**

それでは、表決を採ります。

議案第5号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【田中委員長】**

それでは、議案第5号を原案どおり可決します。

次に、議案第6号「教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案について」生涯学習課長から説明をお願いします。

**【生涯学習課長】**

議案第6号「教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案について」説明

**【田中委員長】**

議案第6号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

**【北林委員】**

これまでの10時開館を9時にするということは、入館者の実績を調べて、その結果、9時開館の方がよいということになったのでしょうか。

**【生涯学習課長】**

規則の改正に当たって、来館者の確認をしたところ、開館前の朝に入館を待っている人が多いが、その反面、夜7時以降の来館者は少ない状況にあることが分かりました。高齢化に伴い朝型に移行していることも加味し、このような改正案にいたしました。

**【北林委員】**

実情に合わせてこのように改正することは、とても良いことだと思います。

**【田中委員長】**

これまでの開館時間は、休日は午前10時から午後6時までだったのが、休日も平日も関係なく、午後7時までとなったということでしょうか。

**【生涯学習課長】**

土曜日、日曜日、休日については、現在は午前10時から午後6時までとなっておりますが、改正後もこのことについては変更ございません。

**【田中委員長】**

土曜日の夕方は、午後6時以降に利用したい方も多そうな気がしますが、実際に需要はそんな

にないのでしょうか。

**【生涯学習課長】**

今回は平日の時間について、変更することを考えており、土曜日については改正の対象としておりませんでした。今後、随時アンケート等を通じてニーズを把握し、土曜日はもう少し遅くまで開館してほしいという声が出てくれば、その時点で改正を考えていきたいと思っております。

**【田中委員長】**

平日仕事をされている方の中には、土日しか図書館に行けないという方もいらっしゃると思いますので、実情に合わせて、臨機応変に変えていただきたいと思います。

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【田中委員長】**

それでは、表決を採ります。

議案第6号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【田中委員長】**

それでは、議案第6号を原案どおり可決します。

次に、議案第7号「秋田県銃砲刀剣類登録審査会委員の任命について」文化財保護室長から説明をお願いします。

**【文化財保護室長】**

議案第7号「秋田県銃砲刀剣類登録審査会委員の任命について」説明

**【田中委員長】**

議案第7号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

**【長岐委員】**

協議会において説明していただいたときは、この方々はその分野の第一人者で、極めて専門的であるということでしたので、人選については異議はありませんが、全員が70代の方ですので、次世代の方々は順調に育っているかどうか教えてください。

**【文化財保護室長】**

次世代の人材は育っております。保存協会において、毎月1回定例会を行っており、そこで審

査等の訓練をしたりお互いに研鑽し合っている状態です。一般の方々が刀剣を審査する機会はなかなかもたせないので、その定例会に参加していただいています。この方々の次に続く世代が、次の候補だと考えております。

【田中委員長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【田中委員長】

それでは、表決を採ります。

議案第7号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【田中委員長】

それでは、議案第7号を原案どおり可決します。

次に、議案第8号「秋田県指定文化財の指定等について」文化財保護室長から説明をお願いします。

【文化財保護室長】

議案第8号「秋田県指定文化財の指定等について」説明

【田中委員長】

議案第8号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

私から質問させていただきます。

文化財の指定に関しては、県から指定してほしいと申請したものが認められたということでしょうか。

【文化財保護室長】

秋田県文化財保護審議会に諮問し、審議結果として、指定が適当であるという答申がありました。

【田中委員長】

今回解除するマツについてですが、解除の前に伐採してしまうということは、手順として大丈夫なのでしょうか。

**【文化財保護室長】**

このマツは、写真にもありますように、下が墓地になっております。倒れかかったマツが墓地にもかかるようになり、所有者が非常に心配しておりました。もし、墓を倒してしまいますと、遺族の心情もありますので、できるだけ早く伐採したいということでした。最初は、枝を切ったりして延命措置をとりましたが、見通しが立たなくなった時点で、緊急処置として伐採しました。手順としては、もちろん、解除が決定してから伐採するのが適当だと思いますが、今回は特殊な事情により、先に伐採しております。

**【田中委員長】**

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【田中委員長】**

それでは、表決を採ります。

議案第8号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【田中委員長】**

それでは、議案第8号を原案どおり可決します。

次に、報告事項に入ります。「平成26年3月特別支援学校高等部卒業予定者の就職内定状況について」特別支援教育課長から説明をお願いします。

**【特別支援教育課長】**

「平成26年3月特別支援学校高等部卒業予定者の就職内定状況について」説明

**【田中委員長】**

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

**【長岐委員】**

業種・職種中にある、学習アシスタントとは、具体的にどのようなことをするのでしょうか。

**【特別支援教育課長】**

特別支援学校において、1年間、非常勤職員として授業の補助や作業学習の準備など、補助的な業務を行います。

【田中委員長】

チャレンジ雇用とは、どのようなものでしょうか。

【特別支援教育課長】

ハローワークで事務補助の仕事をするものです。

【田中委員長】

期限はありますか。

【特別支援教育課長】

1年から3年となっています。

【田中委員長】

学習アシスタントもチャレンジ雇用も、限られた時間で、働きながらもっと長く続けられる別の仕事を探して転職を図っていくということでしょうか。

【特別支援教育課長】

はい。そのとおりです。

【伊藤委員】

福祉施設等利用者が105名おりますが、福祉施設で生活するということですか。

【特別支援教育課長】

入所型の福祉施設と通所型の福祉施設とがありますが、その中でも、働くことを中心とする施設と生きがいをもって軽作業等しながら過ごす施設と2種類あります。

【伊藤委員】

もう少し程度があると思います。どこまで自立して、どこまで社会のために役だっているか、生活の基盤はどこまでなのかなど、ひとくくりにするのは難しい部分だと思いますので、そこがわかるようなデータでお示しいただけると、今年度の成果が分かりやすくなると思いました。

【特別支援教育課長】

本日は、就職状況の報告でしたので、このような形の資料にしておりますが、福祉施設利用にも、生活介護や養育、知能訓練などで分類している資料もありますので、後でお示しいたします。

【北林委員】

就職率もよく、就業のための教育の成果が出てきたという報告でしたが、その他に、企業の開拓にも力を入れていると思うので、二つの活動を合せた成果が出てきているのだと思います。職場の開拓をされている方が職業教育コーディネーターだと思いますが、高校の就職支援員とどう違うのでしょうか。

**【特別支援教育課長】**

基本的には同じです。特別支援学校では、コーディネーターなので、企業の開拓だけでなく、職種や作業内容を先生と保護者とを合せて相談したり情報交換しながら、マッチングを図ったりします。

**【高校教育課長】**

高校では、キャリアアドバイザーや就職支援員を全高校に配置しております。就職支援員が特に就職活動に関わりますが、生徒と面接をしたりマッチングを図ったり、地区ごとに協議会を設けて就職支援員同士が連絡を取り合って情報交換をしたりしております。開拓する内容が、高校では地元企業が多いのに対して、特別支援学校では生徒に相応しい企業を集中的に回っているという違いはあります。

**【北林委員】**

面接の仕方とか、試験の具体的なところまで踏み込んでいただけるのですね。

**【高校教育課長】**

学校によっても当然違いますが、ほとんどの学校で面接まで指導してくれておりますし、講話などの講師を探してコーディネートしてくれるところもあります。

**【北林委員】**

間に入る人の仕事は大変重要で、就職率アップに大きく寄与していると思いますので、確認させていただきました。

**【田中委員長】**

他になければ、次に、「平成26年度秋田県公立学校栄養教諭採用候補者選考試験の結果について」保健体育課長から説明をお願いします。

**【保健体育課長】**

「平成26年度秋田県公立学校栄養教諭採用候補者選考試験の結果について」説明

**【田中委員長】**

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

**【北林委員】**

栄養職員が試験を受けて栄養教諭になっていきますので、給食にも関わる人だと思いますが、栄養教諭になったときに、栄養職員と栄養教諭が校内に2人配置されることになるのでしょうか。

**【保健体育課長】**

2人ということではなく、栄養教諭、栄養職員どちらか1人ということになります。また、学校規模が小さい場合には、複数校で1人ということもあります。



**【田中委員長】**

平成28年度から、栄養職員の任用替えでなく、直接栄養教諭の試験が始まると思いますが、今後、栄養職員という職はなくなるのでしょうか。

**【保健体育課長】**

現在栄養職員として勤務されている方々が、この先も栄養教諭の任用替えの試験を受けないと、そのまま栄養職員として、勤務することになります。先ほど委員長からお話があったとおり、平成28年度4月の採用から、栄養教諭と採用という試験に切り替わることになります。

また、任用替えの試験も継続いたします。

**【田中委員長】**

次に、議案第4号についてですが、議案第42号は人事案件であることから秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【田中委員長】**

異議がないので、秋田県教育委員会会議規則第27条により、秘密会とします。  
傍聴の方は、退室願います。

※秘密会のみ終了。